

向日市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 10 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、向日市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 会議の委員は、法第 74 条第 2 項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、法を所管する部において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額	9,000円
----------------	----	--------

」を

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額	9,000円
子ども・子育て会議の会長	日額	9,000円
同委員	日額	9,000円

」に

改める。